

個人情報保護に関する法律の改正に伴う
個人情報保護制度の見直しについて

(答申)

令和4年12月

名古屋港管理組合個人情報保護審議会

目 次

答申に当たって	．．． 2
1 開示請求にかかる手数料	．．． 3
2 個人情報ファイル簿	．．． 4
3 開示決定等の期限	．．． 5
4 審議会への諮問内容	．．． 6
5 口頭請求	．．． 7

答申に当たって

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を改正し、法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の3本の法律を1本に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度（個人情報保護条例）も統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

この法改正により、個人情報の保護について全国的な水準が担保され、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通との両立強化を図るなど、これからの時代にふさわしいデジタル社会の形成が期待されます。

こうした中、名古屋港管理組合個人情報保護審議会は、法の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて、令和4年11月15日に名古屋港管理組合管理者から諮問を受けました。

改正後の法は、地方公共団体の個人情報保護制度について全国共通ルールを定めていますが、地方公共団体の条例で定めることが必須とされた事項や条例で定めることが許容された事項があることから、当審議会は、この法改正の趣旨を踏まえたうえで、今回の法改正が開示請求を行う者にとって不利益とならないようにすること、法改正に伴い事務が重複しないよう合理化を図ることなどを基本的な考え方として検討しました。

名古屋港管理組合においては、この答申の趣旨を十分尊重し、条例改正等の必要な措置を講じるなど、名古屋港管理組合における個人情報保護制度のより一層の推進を図られますことを期待いたします。

令和4年12月

名古屋港管理組合個人情報保護審議会
会 長 片 岡 信 恒

1 開示請求にかかる手数料

現行どおり開示請求手数料を無料とし、費用の実費を徴収する規定を新条例に定めるのが適当である。

(1) 法の規定

法第89条第2項で、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとしている。また、同条第3項で、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとしている。

この規定について、個人情報保護委員会が作成した個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関編）は、地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能としている。

また、個人情報保護委員会事務局が作成した個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関編）は、コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することも可能としている。

(2) 検討及び結論

現行条例では、開示請求の手数料は徴収せず、写しの交付により開示を受ける者は、現行条例第25条により写しの作成及び送付に要する費用の実費を負担することになっている。

現行条例で徴収していない開示請求手数料を法改正に伴い徴収する合理的理由は少ない。また、開示請求手数料を徴収することは、開示請求者にとって不利益となる。ただし、受益者負担の観点から、写しの作成及び送付に要する費用は、現行条例どおり引き続き負担を求めることが必要であると考えられる。

これらのことより、現行条例のとおり、開示請求手数料は無料とし、写しの交付により開示を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用の実費を徴収する規定を新条例に定めるのが適当である。

2 個人情報ファイル簿

法の規定のとおり個人情報ファイル簿を作成し、個人情報取扱事務登録簿は作成しないとするのが適当である。

(1) 法の規定

法第75条第1項で、行政機関の長等は、保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、事務をつかさどる組織の名称、利用目的、記録される個人の範囲、記録情報の収集方法を記載した個人情報ファイル簿の作成及び公表しなければならないとしている。

一方、法第75条第5項では、個人情報ファイル簿とは別に個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することも可能としている。

(2) 検討及び結論

個人情報ファイル簿を作成及び公表する趣旨は、保有個人情報の存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、保有個人情報の適正な管理を行うことにあるとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識できるようにすることにある。

現行条例では、個人情報の保有状況に関する事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供している。個人情報取扱事務登録簿を作成し、閲覧に供する趣旨は個人情報ファイル簿を作成及び公表する趣旨と同様である。

また、個人情報取扱事務登録簿の記載事項は、事務の名称、登録簿の作成課、目的、個人情報の対象者の範囲、個人情報の収集先等であり、個人情報ファイル簿の記載事項とほぼ同様である。

このように、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿は、趣旨と記載事項が共通していることから、個人情報ファイル簿を作成及び公表することに加えて個人情報取扱事務登録簿を作成し、閲覧に供することは必要性が少ない上に、事務作業の重複となるため事務の効率性を低下させる恐れがある。

これらのことより、法の規定のとおり個人情報ファイル簿を作成し、個人情報取扱事務登録簿は作成しないとするのが適当である。

3 開示決定等の期限

開示決定等の期限については、現行条例と同じ規定（15日以内）を新条例に定めることが適当である。

(1) 法の規定

法第83条第1項では、開示請求があった場合の開示決定等の期限を30日以内と規定しているが、法第108条では、保有個人情報の開示等の手続に関する事項について法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることも可能としている。

(2) 検討及び結論

現行条例では、開示決定等の期限を15日以内としている。これを法第83条第1項の規定により30日以内に伸長することは、開示請求を行う者にとって不利益となり、期限を伸長する合理的理由がないと考える。

したがって、開示決定等の期限については、現行条例と同じ規定（15日以内）を新条例で定めることが適当である。

なお、法は、訂正請求、利用停止請求があった場合の決定期限について30日以内としており、現行条例も同じく30日以内としているため、訂正請求、利用停止請求があった場合の期限については、新条例で規定する必要はないとするのが適当である。

4 審議会への諮問

名古屋港管理組合個人情報保護審議会に諮問することができる規定を新条例で定めることが適当である。

(1) 法の規定

法第129条では、地方公共団体が、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができるとしている。

(2) 検討及び結論

法改正後も名古屋港管理組合が個人情報の適正な運営を図るため、専門的な知見に基づく意見を聴く必要がある場合が想定される。例えば、個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置の規定（基準）を定める場合などが考えられる。

名古屋港管理組合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は平成18年に設置されてから今日に至るまで、個人情報の保護に関する事項について調査審議し実施機関に意見を述べてきており、意見を聴く機関として適切である。

これらのことより、個人情報の適正な運営を行うため、審議会に諮問することができる規定を新条例で定めることが適当である。

なお、審議会の権限を明確にするため、審議会への諮問事項を新条例において明記し、現行条例の審議事項のうち法で審議会への審議事項とされていない事項については、審議会への報告事項とするのが適当である。

5 口頭請求

口頭で試験結果を閲覧することができる制度を設け、新条例で定めることが適当である。

(1) 法の規定

法には、口頭請求についての規定はない。

ただし、個人情報保護委員会事務局が作成した個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）には次のように記載されている。

「開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない。そのため、口頭による開示請求は認められない。なお、口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的であるとして法第69条第1項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても法69条第2項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である。」

(2) 検討及び結論

現行条例では、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、口頭により開示請求できるとしている。

現在、名古屋港管理組合職員採用試験についての得点、順位などが口頭で請求できる個人情報として指定され、毎年利用実績がある。

法第77条第1項の規定により、開示請求は、書面を提出してしなければならないものとされたが、開示請求とは別に本人に対して保有個人情報を提供することは否定されていない。試験結果の簡易な開示の仕組みが、定着していることから、法第69条第1項又は第2項の規定の範囲内でこの仕組みを維持することが適当である。

これらのことより、口頭で試験結果等を閲覧することができる制度を設け、新条例で定めることが適当である。